

**鳥取県告示第368号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

1の(1)に同じ。

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

1の(3)に同じ。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）